⑽　受注者からの請求による⑻の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

⑾　⑻の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

⑿　⑻の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

⒀　本工事は、発注者が競争参加希望者に見積及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させる「見積活用方式」の試行工事である。見積の提出期限までに本工事全ての工事科目に対する直接工事費（細目の一部除く。）（当該工事に必要な仮設費含む。）及び共通仮設費（積上項目の一部）に係るものについて記載した見積及び根拠資料（以下「見積等」という。）を提出するものとする。（詳細は入札説明書による。）

⒁　本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら各人が週休２日を確保する「週休２日制工事（現場非閉所型・交替制）」の試行対象工事である。

⒂　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⒃　本工事は、受注企業の支援を前提とした監理技術者等に求める同種工事の経験の大幅な緩和を行う試行工事である。なお、契約後は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等支援を未実施の場合には、工事成績評点を減ずることとする。

⒄　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

⒅　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者に申請のうえ紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。

⒆　本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年１月５日付熊本防衛支局長）に示す手続きに従い、種子島（Ｒ５）宿舎（中種子地区）新設建築工事（その２）に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　防衛省における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は830点以上であること。

⑸　施工実績

ア　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、同種工事として平成20年４月１日以降入札公告日までに、次の㋐又は㋑のいずれかを施工した実績を有すること。

㋐　元請けとして完成・引渡しが完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で３階建て以上かつ、延べ面積1,100㎡以上／棟の新設建物の建築工事（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。

㋑　防衛省発注の建築工事、土木工事、電気工事、機械工事及び通信工事の５職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で３階建て以上かつ、延べ面積1,100㎡以上／棟の新設建物の建築工事。

イ　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、同種工事として平成20年４月１日以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建物の建築工事（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）を施工した実績を有すること。

ウ　施工実績は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなすものとする。

また、入札公告日までに引き渡しが完了する予定であった同種工事が、新型コロナウィルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、実績として認める。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定の監理技術者等の配置は、令和６年３月からとする。

ア　１級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者

イ　同種工事として、平成20年４月１日以降入札公告日までに、完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建物の建築工事を施工した経験を有する者（原則、着工から完成まで従事していること。）。

ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなすものとする。

また、入札公告日までに引き渡しが完了する予定であった同種工事が、新型コロナウィルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、経験として認める。

なお、申請書の提出から開札日までの期間において、監理技術者等を配置することができなくなった場合は、同等以上の資格を有する候補技術者を追加することができるものとする。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、その旨を明示することができる資料を提出するものとする。また、提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑻　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、熊本防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　熊本防衛支局が発注した「建築一式工事」のうち、令和３年４月１日から令和５年３月31日に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）と本工事の申請者は資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。